

議案第11号

三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年6月6日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬の額	内国旅行の旅費	区分	報酬の額	内国旅行の旅費
略		三朝町町	略		三朝町町
選挙長	1回につき <u>10,800</u> 円（当該選挙が無投票となった場合にある場合は7,800円）	長等の給与及び旅費に関する条例	選挙長	1回につき <u>10,600</u> 円（当該選挙が無投票となった場合にある場合は7,800円）	長等の給与及び旅費に関する条例
投票所	日額 <u>12,800</u> 円（投	（昭和45	投票所	日額 <u>12,600</u> 円（投	（昭和45

の投票 管理者	票事務打合等の職務 の場合にあっては <u>6,400円</u>)	年三朝町 条例第5 号)に規 定する旅 費の例に よる。	の投票 管理者	票事務打合等の職務 の場合にあっては <u>6,300円</u>)	年三朝町 条例第5 号)に規 定する旅 費の例に よる。
期日前 投票所 の投票 管理者	日額 <u>11,300円</u>		期日前 投票所 の投票 管理者	日額 <u>11,100円</u>	
開票管 理者	1回につき <u>10,800 円</u>		開票管 理者	1回につき <u>10,600 円</u>	
投票所 の投票 立会人	日額 <u>10,900円</u> (立 会時間が7時間以内 の場合にあっては <u>5,400円</u>)		投票所 の投票 立会人	日額 <u>10,700円</u> (立 会時間が7時間以内 の場合にあっては <u>5,300円</u>)	
期日前 投票所 の投票 立会人	日額 <u>9,600円</u> (立会 時間が6時間以内の 場合にあっては <u>4,800円</u>)		期日前 投票所 の投票 立会人	日額 <u>9,500円</u> (立会 時間が6時間以内の 場合にあっては <u>4,700円</u>)	
開票立 会人	1回につき <u>8,900 円</u>		開票立 会人	1回につき <u>8,800 円</u>	
選挙立 会人	1回につき <u>8,900 円</u> (当該選挙が無投 票となった場合に あっては4,400円)		選挙立 会人	1回につき <u>8,800 円</u> (当該選挙が無投 票となった場合に あっては4,400円)	
略			略		
略		略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。